

令和9年度介護保険料額決定通知書等作成業務委託仕様書

A 介護保険料額決定通知書（仮算定）

1. 業務の概要

介護保険業務において使用する介護保険料仮算定額決定通知書（以下、「仮算定決定通知」と言う。）及び介護保険料納付書（以下、「納付書」と言う。）について、必要な資材を準備し、印字テストを実施し、印刷データから用紙へ印字を行い、指定した方法で調製し、郵送用封筒へ封入封緘を行う。また、封入封緘した仮算定決定通知について、発注者が指定したものを除き郵便局へ持ち込みを行う。

2. 業務期間

契約締結の日から令和9年4月1日

3. 業務内容

受注者は、以下の作業を実施するものとする。

(1) 帳票等資材の準備

受注者にて準備する資材は以下のとおりとする。

なお、以下の数量は印字封入封緘テスト分を含むものとする。

以下のNo.1からNo.4の資材については事前に原稿校正を行い、本番作業前までに発注者の承認を得るものとする。

No.	資材名	数量	仕様
1	仮算定決定通知	27,000枚	別添1のとおり
2	納付書	28,000枚	別添2のとおり
3	介護保険料仮算定周知チラシ (以下「仮算定周知チラシ」という。)	27,000枚	別添3のとおり
4	窓空き封筒（長3特注）	27,000枚	別添4のとおり
5	印字用フォント	-	F U J 明朝体

(2) 印刷用データ及び外字フォントの受領

受注者は、以下の印刷用データ及び外字フォントを発注者より受領するものとする。

なお、データの引渡場所、引渡方法及び引渡日程は、発注者と受注者で別途協議のうえ定めるものとする。

No.	データ名	形式	印字資材
1	仮算定決定通知データ	C S V	連続用紙
2	納付書データ	同上	同上
3	外字フォント	-	

※ 納付書データは納付書1枚（各期）につき1レコードで編成

※ C S Vファイルはデータアレンジで区分ごとに分割（ファイル数及び分割条件等は契約後に提示する）

(3) 印刷データアレンジ、印字プログラムの作成

- ① 仮算定決定通知データ及び納付書データを印刷用にデータアレンジする。アレンジに際し、仮算定決定通知データから納付書データを照会し、突合するためのキー項目となる番号（一連番号）を双方のファイルに記録するものとする。
- ② 各パターンで生活保護分が郵便局番号の昇順で先頭になるように並べ替え、それ以外についても郵便局順に並べ替えを実施し、一連管理番号を付与するものとする。
- ③ 印刷後の封入封緘作業を効率的に行うため、パターン毎にファイルを印刷するものとする。（別紙1「介護保険料仮算定額決定通知書等 印刷パターン分け データアレンジ概略図」参照）
- ④ 納付書の所定欄へ納付済通知ID番号「337」をOCR-Bフォント・サイズ：11ポイント・黒色で印字するものとする。
- ⑤ 印字が可能な印字プログラムを作成する。

(4) 印字テスト

- ① 受注者は、仮算定決定通知及び納付書の印字テストを実施し、本番作業前までに発注者の承認を得るものとする。
- ② 受注者は、納付書に印字したコンビニバーコード及びOCR読取項目の読み取りテストに合格するまで印字テストを繰り返すものとする。
- ③ 郵便局カスタマバーコードのテストは受注者が郵便局と調整のうえ実施し、合格結果を発注者へ報告するものとする。

(5) 印字及び封入封緘

受注者は、アレンジしたデータを基に印字し、別紙2「介護保険料仮算定額決定通知書等 封入封緘仕様 概略図」に従い以下の作業を行うものとする。

- ① 連続用紙の切り離し、スプロケットホール部分の裁断
 - ② 仮算定決定通知の紙折り（巻三つ折り）
 - ③ 仮算定決定通知及び納付書の名寄せ、パターン毎で同封物（仮算定周知チラシ）の組み合わせ
 - ④ 封筒へ封入封緘（ただし、別紙1「介護保険料仮算定額決定通知書等 印刷パターン分け データアレンジ概略図」の〔自主納付〕及び〔自主納付6月特徴〕のうち、生活保護分は封緘なし）
 - ⑤ 誤封入防止のため、封入封緘作業は以下の検査方法を機械処理にて実施。
 1. 封入時の連番検査
 2. 封入時の同一封筒毎の枚数検査
 3. 封入後の封筒の厚み検査
 4. 封入後の宛名窓枠からの連番検査
 - ⑥ 帳票名寄せ・マッチング封入封緘完了の機械式ログを1通ずつ残すものとする。
- (6) 一連管理番号を付与したCSV形式のファイルを作成するものとする。
- (7) パターン毎、郵便局毎で箱詰めを実施するものとする。
- (8) 東三河広域連合の指定する場所へ納品する。

4. 印字に関する情報

(1) 印字件数

- ① 仮算定決定通知 27,000件
- ② 納付書 28,000件

(2) 形式 CSV形式

(3) 文字コード Unicode ※エンコード: UTF-8

(4) フォント FUJ明朝 (ユーザ定義文字 (外字フォント) は発注者より提供)

※ 該当フォントの印刷に係る環境は、受注者の負担にて準備するものとする。

(5) ファイルレイアウト及び帳票出力仕様 (詳細は別途協議)

- ① 仮算定決定通知 別添5のとおり
- ② 納付書 別添6のとおり

(6) 印刷順

印刷パターン毎に生活保護区分が設定されている者を郵便局番号の昇順で先頭に出し、それ以外の者についても郵便局順に出力するものとする。

5. 封入等に関する仕様

(1) 印刷パターン及び封入点数

① 自主納付

仮算定決定通知1枚、納付書2枚、チラシA1枚 … 13,000件

② 口座振替

仮算定決定通知1枚、チラシB1枚 … 5,000件

③ 特徴開始

仮算定決定通知1枚、チラシC1枚 … 6,000件

④ 6月開始 (納)

仮算定決定通知1枚、納付書1枚、チラシD1枚 … 2,000件

⑤ 6月開始 (口)

仮算定決定通知1枚、チラシE1枚 … 1,000件

①及び④における仮算定決定通知及び納付書については、同一の被保険者に対して名寄せ照合を行うものとする。

印刷パターンのデータ仕様に関しては、介護保険システム開発元の富士通Japan株式会社と確認・調整を行うものとし、その内容において実施するものとする。なお、仕様調整結果の承認は発注者にて行う。

(2) 紙折り

封入封緘する際に、受注者は以下のとおり紙折りをするものとする。

- ① 仮算定決定通知 … 巻三つ折り
- ② 仮算定周知チラシ … 巻三つ折り

(3) 区内特別・料金後納について

別紙3「介護保険料仮算定額決定通知書等・介護保険料額変更 (決定) 通知書・督促

状 郵便局毎の振り分け」に記載のある対象郵便番号に該当する場合は、区内特別の封筒に入れ、それ以外は料金後納の封筒に入れるものとする。

6. 納品等に関する仕様

受注者は、以下の仕様のとおりに納品等するものとする。

(1) パターン毎及び郵便局毎の詰め方

- ① 直接郵便局へ持ち込みが出来るように、パターン毎及び郵便局毎にダンボール（郵便局専用プラスチックケース可）へ詰めるものとする。なお、数量が少ない場合は紙袋等も可とする。また、郵便番号の昇順で詰めるものとする。
- ② 箱の側面にはパターン名、郵便局名、詰めた仮算定決定通知の一連管理番号（開始及び終了）及び件数を明記するものとする。なお、郵便局の事情により持ち込み方法が変更となる場合があるため、納品前に受注者にて各郵便局へ持ち込み方法の確認を行うものとする。

(2) 引き抜き対応

- ① 発注者が事前に指定するもの（約3,000件）について、受注者にて引き抜き対応し発注者へ納品するものとする。なお、発注者が指定する日及び発注者へ納品する日については、発注者と受注者で別途協議のうえ定めるものとする。
- ② 上記6. (1)②の件数は、引き抜き対応分を除いた件数に訂正するものとする。

(3) 郵便局及び発注者への納品

① 郵便局への納品（持ち込み）

ア 持ち込みの日については、別途発注者が指示するものとする。

イ 受注者は引き抜き対応分を除き、5. (3)で区内特別の封筒に入れたものは郵便局が指定する地域区分局へ直接持ち込むものとする。

ウ 5. (3)で料金後納の封筒に入れたものは前項イの差出局へ持ち込むものとする。

エ 持ち込みに際する郵便局との調整及び必要な書類については、受注者が各郵便局へ直接確認するものとする。受注者は郵便局の指示に従って、必要な資料を作成するものとする。

オ 受注者は、持ち込みに関する資料の写しを事前に発注者へ提出するものとする。

カ 発注者は受注者へ納品に必要な資材として、「ゆうびんビズカード」を必要数分貸し出すものとする。

② 発注者への納品

受注者は、引き抜き対応分及び3. (5)④で封緘なしとした〔自主納付〕及び〔自主納付6月特徴〕のうちの生活保護分を発注者へ納品するものとする。納品する日については、発注者と受注者で別途協議のうえ定めるものとする。

納品物と件数の一覧を受注者が東三河広域連合へ持参し、納品時に発注者及び受注者が納品件数の確認を行う。納品物の運搬方法については、盗難防止、電磁ロック、警報又は緊急連絡用装置等の必要なセキュリティ対策を講じるものとする。

7. 納品物品

(1) 納品物

- ① 一連管理番号を付与したCSV形式のデータ

② 上記仕様により封入封緘された封筒

ア 郵便局持ち込み分

郵便局が受付した取扱票（又は同等の書類）

イ 発注者への納品分

(2) 納品場所

別紙 3「介護保険料額仮算定額決定通知書等・介護保険料額（決定）通知書・督促状
郵便局毎の振り分け」に記載の郵便局及び東三河広域連合介護保険課

8. 業務日程

(1) 契約締結後 印字テストデータ引渡し

(2) 契約締結後～令和 9 年 2 月上旬まで

仮算定決定通知、納付書の印字テスト結果納品

※ コンビニバーコード及び郵便局カスタマーコードのテスト結果含む

(3) 同年 3 月上旬 本番データ引渡し

(4) 同年 3 月下旬 発注者納品分（引き抜き対応分、生活保護分）納品

(5) 同年 4 月 1 日 郵便局持込

※ 詳細な日程は、発注者と受注者で別途協議のうえ決定するものとする。

B 介護保険料額変更通知書（仮徴収額変更）

1. 業務の概要

介護保険業務において使用する介護保険料額変更通知書（仮徴収額変更）（以下、「仮徴収額変更通知」と言う。）について、必要な資材を準備し、印字テストを実施し、印刷データから用紙へ印字を行い、指定した方法で調製し、郵送用封筒へ封入封緘を行う。また、封入封緘した仮徴収額変更通知等について、発注者が指定したものを除き郵便局へ持ち込みを行う。

2. 業務期間

契約締結の日から令和9年4月30日

3. 業務内容

受注者は、以下の作業を実施するものとする。

(1) 帳票等資材の準備

受注者にて準備する資材は以下のとおりとする。

なお、以下の数量は印字封入封緘テスト分を含むものとする。

以下のNo.1からNo.3の資材については事前に原稿校正を行い、本番作業前までに発注者の承認を得るものとする。

No.	資材名	数量	仕様
1	仮徴収額変更通知	43,000枚	別添1のとおり
2	介護保険料仮徴収額変更周知チラシ (以下「仮徴収周知チラシ」という。)	43,000枚	別添3のとおり
3	窓空き封筒（長3特注）	43,000枚	別添4のとおり
4	印字用フォント	-	F U J 明朝体

(2) 印刷用データ及び外字フォントの受領

受注者は、以下の印刷用データ及び外字フォントを発注者より受領するものとする。

なお、データの引渡場所、引渡方法及び引渡日程は、発注者と受注者で別途協議のうえ定めるものとする。

No.	データ名	形式	印字資材
1	仮徴収額変更通知データ	C S V	連続用紙
2	外字フォント	-	

(3) 印刷データアレンジ、印字プログラムの作成

① 仮徴収額変更通知データを印刷用にデータアレンジする。

② 郵便局順に並べ替えを実施し、一連管理番号を付与するものとする。

③ 印字が可能な印字プログラムを作成する。

(4) 印字テスト

① 受注者は、仮徴収額変更通知の印字テストを実施し、本番作業前までに発注者の承認を得るものとする。

- ② 郵便局カスタマバーコードのテストは受注者が郵便局と調整のうえ実施し、合格結果を発注者へ報告するものとする。なお、仮算定決定通知の業務において既に品質が保証されている場合は、本テストを割愛できるものとする。

(5) 印字及び封入封緘

受注者は、アレンジしたデータを基に印字し、別紙2「介護保険料仮算定額決定通知書等 封入封緘仕様 概略図」に従い以下の作業を行うものとする。

- ① 連続用紙の切り離し、スプロケットホール部分の裁断
- ② 仮徴収額変更通知の紙折り（巻三つ折り）
- ③ 同封物（仮徴収周知チラシ）と組み合わせて封筒へ封入封緘
- ④ 誤封入防止のため、封入封緘作業は以下の検査方法を機械処理にて実施。

1. 封入時の連番検査
2. 封入時の同一封筒毎の枚数検査
3. 封入後の封筒の厚み検査
4. 封入後の宛名窓枠からの連番検査

- (6) 一連管理番号を付与したCSV形式のファイルを作成するものとする。
- (7) 郵便局毎で箱詰めを実施するものとする。
- (8) 東三河広域連合の指定する場所へ納品する。

4. 印字に関する情報

(1) 印字件数

- ① 仮徴収額変更通知 43,000件

(2) 形式 CSV形式

(3) 文字コード Unicode ※エンコード：UTF-8

(4) フォント FUJ明朝（ユーザ定義文字（外字フォント）は発注者より提供）

※ 該当フォントの印刷に係る環境は、受注者の負担にて準備するものとする。

(5) ファイルレイアウト及び帳票出力仕様（詳細は別途協議）

- ① 仮徴収額変更通知 別添11のとおり

(6) 印刷順

郵便局順に出力するものとする。

5. 封入等に関する仕様

(1) 封入点数

仮徴収額変更通知1枚、チラシF1枚 … 43,000件

データ仕様に関しては、介護保険システム開発元の富士通Japan株式会社と確認・調整を行うものとし、その内容において実施するものとする。なお、仕様調整結果の承認は発注者にて行う。

(2) 紙折り

封入封緘する際に、受注者は以下のとおり紙折りをするものとする。

- ① 仮徴収額変更通知 … 巻三つ折り
- ② 仮徴収周知チラシ … 巻三つ折り
- (3) 区内特別・料金後納について

別紙3「介護保険料仮算定額決定通知書等・介護保険料額変更（決定）通知書・督促状 郵便局毎の振り分け」に記載のある対象郵便番号に該当する場合は、区内特別の封筒に入れ、それ以外は料金後納の封筒に入れるものとする。

6. 納品等に関する仕様

受注者は、以下の仕様のとおりに納品等するものとする。

(1) 郵便局毎の詰め方

- ① 直接郵便局へ持ち込みが出来るように、郵便局毎にダンボール（郵便局専用プラスチックケース可）へ詰めるものとする。なお、数量が少ない場合は紙袋等も可とする。また、郵便番号の昇順で詰めるものとする。
- ② 箱の側面には郵便局名、詰めた仮徴収額変更通知の一連管理番号（開始及び終了）及び件数を明記するものとする。なお、郵便局の事情により持ち込み方法が変更となる場合があるため、納品前に受注者にて各郵便局へ持ち込み方法の確認を行うものとする。

(2) 引き抜き対応

- ① 発注者が事前に指定するもの（約100件）について、受注者にて引き抜き対応し発注者へ納品するものとする。なお、発注者が指定する日及び発注者へ納品する日については、発注者と受注者で別途協議のうえ定めるものとする。
- ② 上記6. (1)②の件数は、引き抜き対応分を除いた件数に訂正するものとする。

(3) 郵便局及び発注者への納品

① 郵便局への納品（持ち込み）

ア 持ち込みの日については、別途発注者が指示するものとする。

イ 受注者は引き抜き対応分を除き、5. (3)で区内特別の封筒に入れたものは郵便局が指定する地域区分局へ直接持ち込むものとする。

ウ 5. (3)で料金後納の封筒に入れたものは前項イの差出局へ持ち込むものとする。

エ 持ち込みに際する郵便局との調整及び必要な書類については、受注者が各郵便局へ直接確認するものとする。受注者は郵便局の指示に従って、必要な資料を作成するものとする。

オ 受注者は、持ち込みに関する資料の写しを事前に発注者へ提出するものとする。

カ 発注者は受注者へ納品に必要な資材として、「ゆうびんビズカード」を必要数分貸し出すものとする。

② 発注者への納品

受注者は、引き抜き対応分を発注者へ納品するものとする。納品する日については、発注者と受注者で別途協議のうえ定めるものとする。

納品物と件数の一覧を受注者が東三河広域連合へ持参し、納品時に発注者及び受注者が納品件数の確認を行う。納品物の運搬方法については、盗難防止、電磁ロック、警報又は緊急連絡用装置等の必要なセキュリティ対策を講じるものとする。

7. 納品物品

(1) 納品物

- ① 一連管理番号を付与したCSV形式のデータ
- ② 上記仕様により封入封緘された封筒
 - ア 郵便局持ち込み分
 - ・ 郵便局が受付した取扱票（又は同等の書類）
 - イ 発注者への納品分

(2) 納品場所

別紙3「介護保険料額仮算定額決定通知書等・介護保険料額（決定）通知書・督促状郵便局毎の振り分け」に記載の郵便局及び東三河広域連合介護保険課

8. 業務日程

- (1) 契約締結後 印字テストデータ引渡し
- (2) 契約締結後～令和9年2月上旬まで 仮徴収額変更通知の印字テスト結果納品
 - ※ 郵便局カスタマバーコードのテスト結果含む
- (3) 同年4月上旬 本番データ引渡し
- (4) 同年4月中旬 発注者納品分（引き抜き対応分）納品
- (5) 同年4月20日頃 郵便局持込

※ 詳細な日程は、発注者と受注者で別途協議のうえ決定するものとする。

C 介護保険料額決定通知書（本算定）

1. 業務の概要

介護保険業務において使用する介護保険料額決定通知書（以下、「本算定決定通知」と言う。）及び介護保険料納付書（以下、「納付書」と言う。）について、必要な資材を準備し、印字テストを実施し、印刷データから用紙へ印字を行い、指定した方法で調製し、郵送用封筒へ封入封緘を行う。また、封入封緘した本算定決定通知等について、発注者が指定したものを除き郵便局へ持ち込みを行う。

2. 業務期間

契約締結の日から令和9年8月2日

3. 業務内容

受注者は、以下の作業を実施するものとする。

(1) 帳票等資材の準備

受注者にて準備する資材は以下のとおりとする。

なお、以下の数量は印字封入封緘テスト分を含むものとする。

以下のNo.1からNo.5の資材については事前に原稿校正を行い、本番作業前までに発注者の承認を得るものとする。

No.	資材名	数量	仕様
1	本算定決定通知	219,000枚	別添7のとおり
2	納付書	56,000枚	別添2のとおり
3	介護保険料本算定周知チラシ（区分別） （以下「区分別チラシ」という。）	219,000枚	別添8のとおり
4	介護保険料本算定周知チラシ（共通） （以下「共通チラシ」という。）	219,000枚	別添9のとおり
5	窓空き封筒（長3特注）	219,000枚	別添4のとおり
6	印字用フォント	-	F U J 明朝体

(2) 印刷用データ、外字フォント及び口座振替依頼書の受領

受注者は、以下の資材を発注者より受領するものとする。なお、データ及び資材の引渡場所、引渡方法、引渡日程は、発注者と受注者で別途協議のうえ定めるものとする。

No.	データ名等	形式等	印字資材等
1	本算定決定通知データ	C S V	連続用紙
2	納付書データ	同上	同上
3	外字フォント	-	
4	口座振替依頼書	紙媒体、200冊	複写式（1冊4枚×50組）

※ 納付書データは納付書1枚（各期）につき1レコードで編成

※ 口座振替依頼書は、受注者が分割し紙折り（巻三つ折り）するものとする。

※ C S V ファイルはデータアレンジで区分ごとに分割（ファイル数及び分割条件等は契約後に提示する）

(3) 印刷データアレンジ、印字プログラムの作成

- ① 本算定決定通知データ及び納付書データを印刷用にデータアレンジする。アレンジに際し、本算定決定通知データから納付書データを照会し、突合するためのキー項目となる番号（一連番号）を双方のファイルに記録するものとする。
- ② 各パターンで生活保護分が郵便局番号の昇順で先頭になるように並べ替えし、それ以外についても郵便局順に並べ替え、一連管理番号を付与するものとする。
- ③ 印刷後の封入封緘作業を効率的に行うため、パターン毎にファイルを印刷するものとする。（別紙4「介護保険料額決定通知書（本算定）印刷パターン分け データアレンジ概略図」参照）
- ④ 納付書の所定欄へ納付済通知ID番号「337」をOCR-Bフォント・サイズ：11ポイント・黒色で印字するものとする。
- ⑤ 印字が可能な印字プログラムを作成する。

(4) 印字テスト

- ① 受注者は、本算定決定通知及び納付書の印字テストを実施し、初回本番作業前までに発注者の承認を得るものとする。
- ② 受注者は、納付書に印字したコンビニバーコード及びOCR読取項目の読み取りテストに合格するまで印字テストを繰り返すものとする。なお、仮算定決定通知の業務において調達及び製造した納付書の用紙及び印字プログラムを利用することで、既に読み取りの品質が保証されている場合は、本テストを割愛できるものとする。
- ③ 郵便局カスタムバーコードのテストは受注者が郵便局と調整のうえ実施し、合格結果を発注者へ報告するものとする。なお、仮算定決定通知の業務において既に品質が保証されている場合は、本テストを割愛できるものとする。

(5) 印字及び封入封緘

受注者は、アレンジしたデータを基に印字し、別紙5「介護保険料額決定通知書（本算定）封入封緘仕様 概略図」に従い以下の作業を行うものとする。

- ① 連続用紙の切り離し、スプロケットホール部分の裁断
- ② 本算定決定通知の紙折り（巻三つ折り）
- ③ 本算定決定通知及び納付書の名寄せ、パターン毎で同封物（区分別チラシ、共通チラシ、口座振替依頼書）の組み合わせ（生活保護分は共通チラシなし）
- ④ 封筒へ封入封緘（ただし、別紙4「介護保険料額決定通知書（本算定）印刷パターン分け データアレンジ概略図」の〔自主納付〕、〔自主納付→10月特徴〕及び〔特徴→10月自主納付〕のうち、生活保護分は封緘なし）
- ⑤ 誤封入防止のため、封入封緘作業は以下の検査方法を機械処理にて実施。
 1. 封入時の連番検査
 2. 封入時の同一封筒毎の枚数検査
 3. 封入後の封筒の厚み検査
 4. 封入後の宛名窓枠からの連番検査
- ⑥ 帳票名寄せ・マッチング封入封緘完了の機械式ログを1通ずつ残すものとする。

(6) 一連管理番号を付与したCSV形式のファイルを作成するものとする。

(7) パターン毎、郵便局毎で箱詰めを実施するものとする。

(8) 東三河広域連合の指定する場所へ納品する。

4. 印字に関する情報

(1) 印字件数

① 本算定決定通知 219,000件

② 納付書 56,000件

(2) 形式 CSV形式

(3) 文字コード Unicode ※エンコード: UTF-8

(4) フォント F U J 明朝体 (ユーザ定義文字 (外字フォント) は発注者より提供)

※ 該当フォントの印刷に係る環境は、受注者の負担にて準備するものとする。

(5) ファイルレイアウト及び帳票出力仕様 (詳細は別途協議)

① 本算定決定通知 別添5のとおり

② 納付書 別添6のとおり

(6) 印刷順

印刷パターン毎に生活保護区分が設定されている者を郵便局番号の昇順で先頭に出し、それ以外の者についても5.(1)の印刷パターン⑧、⑦、⑥、⑤、④、③、②、①の順で郵便局順に出力するものとする。

5. 封入等に関する仕様

(1) 印刷パターン及び封入点数

① 特別徴収継続: 本算定決定通知1枚、共通チラシ・区分別チラシA各1枚
... 191,000件

② 口座振替: 本算定決定通知1枚、共通チラシ・区分別チラシB各1枚
... 3,000件

③ 自主納付: 本算定決定通知1枚、納付書4枚、共通チラシ・区分別チラシC各1枚、口座振替依頼書
... 10,000件

④ 特徴10月開始(口座): 本算定決定通知1枚、共通チラシ・区分別チラシD各1枚
... 2,000件

⑤ 特徴10月開始(自主): 本算定決定通知1枚、納付書1枚、共通チラシ・区分別チラシE各1枚
... 5,000件

⑥ 口座振替(特→普): 本算定決定通知1枚、共通チラシ・区分別チラシF各1枚
... 1,000件

⑦ 自主納付(特→普): 本算定決定通知1枚、納付書X枚、共通チラシ・区分別チラシG各1枚、口座振替依頼書
... 2,000件

⑧ 資格喪失者等: 本算定決定通知1枚、納付書X枚、共通チラシ・区分別チラシH各1枚
... 5,000件

③、⑤、⑦及び⑧における本算定決定通知及び納付書については、同一の被保険者に対して名寄せ照合を行うものとする。

印刷パターンのデータ仕様に関しては、介護保険システム開発元の富士通Japan株式会社と確認・調整を行うものとし、その内容において実施するものとする。なお、仕様調整結果の承認は発注者にて行う。

(2) 紙折り

封入封緘する際に、受注者は以下のとおり紙折りをするものとする。

- ① 本算定決定通知 … 巻三つ折り
- ② 区分別チラシ・共通チラシ … 巻三つ折り
- ③ 口座振替依頼書 … 巻三つ折り

(2) 区内特別・料金後納について

別紙6「介護保険料額決定通知書（本算定）郵便局毎の振り分け」に記載のある対象郵便番号に該当する場合は、区内特別の封筒に入れ、それ以外は料金後納の封筒に入れるものとする。ただし、生活保護区分が設定されていて3.(5)④で封緘なしとしたものは、豊橋局及び豊橋南局のみ区内特別の封筒へ封入し、それ以外は料金後納の封筒へ封入するものとする。

6. 納品等に関する仕様

受注者は、以下の仕様のとおりに納品等するものとする。

(1) パターン毎及び郵便局毎の詰め方

- ① 直接郵便局へ持ち込みが出来るように、パターン毎及び郵便局毎にダンボール（郵便局専用プラスチックケース可）へ詰めるものとする。なお、数量が少ない場合は紙袋等も可とする。また、郵便番号の昇順で詰めるものとする。
- ② 箱の側面にはパターン名、郵便局名、詰めた本算定決定通知の一連管理番号（開始及び終了）及び件数を明記するものとする。なお、郵便局の事情により持ち込み方法が変更となる場合があるため、納品前に受注者にて各郵便局へ持ち込み方法の事前確認を行うものとする。

(2) 引き抜き対応

- ① 発注者が事前に指定するもの（約4,000件）について、受注者にて引き抜き対応し、発注者へ納品するものとする。なお、発注者が指定する日及び発注者へ納品する日については、発注者と受注者で別途協議のうえ定めるものとする。
- ② 上記6.(1)②の件数は、引き抜き対応分を除いた件数に訂正するものとする。

(3) 郵便局及び発注者への納品

① 郵便局への納品（持ち込み）

ア 持ち込みの日については、別途発注者が指示するものとする。

イ 受注者は、引き抜き対応分を除き、5.(3)で区内特別の封筒に入れたものは郵便局が指定する地域区分局へ直接持ち込むものとする。

ウ 5.(3)で料金後納の封筒に入れたものは前項イの差出局へ持ち込むものとする。

エ 持ち込みに際する郵便局との調整及び必要な書類については、受注者が各郵便局へ直接確認するものとする。受注者は郵便局の指示に従って、必要な資料を作成するものとする。

オ 受注者は、持ち込みに関する資料の写しを事前に発注者へ提出するものとする。

カ 発注者は受注者へ納品に必要な資材として、「ゆうびんビズカード」を必要数分貸し出すものとする。

② 発注者への納品

受注者は、引き抜き対応分及び3.(5)④で封緘なしとした[自主納付]、[自主納付→10月特徴]及び[特徴→10月自主納付]のうちの生活保護分を発注者へ納品するものとする。納品する日については、発注者と受注者で別途協議のうえ定めるものとする。

納品物と件数の一覧を受注者が東三河広域連合へ持参し、納品時に発注者及び受注者が納品件数の確認を行う。納品物の運搬方法については、盗難防止、電磁ロック、警報又は緊急連絡用装置等の必要なセキュリティ対策を講じるものとする。

7. 納品物品

(1) 納品物

① 一連管理番号を付与したCSV形式のデータ

② 上記仕様により封入封緘された封筒

ア 郵便局持ち込み分

郵便局が受付した取扱票（又は同等の書類）

イ 発注者への納品分

(2) 納品場所

別紙6「介護保険料額決定通知書（本算定）郵便局毎の振り分け」に記載の郵便局及び東三河広域連合介護保険課

8. 業務日程

(1) 契約締結後 印字テストデータ引渡し

(2) 契約締結後～令和9年5月下旬まで

本算定決定通知、納付済通知の印字テスト結果納品

※ コンビニバーコード及び郵便局カスタマバーコードのテスト結果含む

(3) 同年6月下旬 本番データ引渡し

(4) 同年7月下旬 発注者納品分（引き抜き対応分、生活保護分）納品

(5) 同年8月2日 郵便局持込

※ 詳細な日程は、発注者と受注者で別途協議のうえ決定するものとする。

D 介護保険料額変更（決定）通知書

1. 業務の概要

介護保険業務において使用する介護保険料額変更（決定）通知書（以下、「変更（決定）通知」と言う。）及び納付書について、必要な資材を準備し、印字テストを実施し、印刷データから用紙へ印字を行い、指定した方法で調製し、郵送用封筒へ封入封緘を行う。

2. 業務期間

契約締結の日から令和10年3月31日

3. 業務内容

受注者は、以下の作業を実施するものとする。

(1) 帳票等資材の準備

受注者にて準備する資材は以下のとおりとする。

なお、以下の数量は印字封入封緘テスト分を含むものとする。

以下のNo.1からNo.6の資材については事前に原稿校正を行い、初回本番作業前までに発注者の承認を得るものとする。

No.	資材名	数量	仕様
1	変更通知	15,000枚	別添10のとおり
2	決定通知	9,000枚	別添7のとおり
3	納付書	18,000枚	別添2のとおり
4	チラシA（3種）	（水色） 9,000枚 （レモン色） 4,000枚 （ラベンダー色） 11,000枚	A4、色上質紙3種、 中厚口
5	チラシB	9,000枚	上質紙 70kg
6	窓空き封筒（長3特注）	24,000枚	別添4のとおり
7	印字用フォント	-	F U J 明朝体

(2) 印刷用データ及び外字フォントの受領

受注者は、以下の印刷用データ及び外字フォントを発注者より受領するものとする。

なお、データの引渡場所、引渡方法及び引渡日程は、発注者と受注者で別途協議のうえ定めるものとする。

No.	データ名	形式	印字資材等
1	変更通知データ	C S V	連続用紙
2	決定通知データ	同上	同上
3	納付書データ	同上	同上
4	外字フォント	-	
5	チラシA（3種）データ	エクセル若しくは ワード又はP D F	A4、色上質紙3種、中 厚口、両面1色
6	チラシBデータ	同上	上質紙 70kg、両面1色

※ 納付書データは納付書1枚（各期）につき1レコードで編成

※ CSVファイルはデータアレンジで区分ごとに分割（ファイル数及び分割条件等は契約後に提示する）。7月のみ過年度分及び現年度分が作成されるため、ファイル数が増加する。

(3) 印刷データアレンジ、印字プログラムの作成

- ① 変更（決定）通知データ及び納付書データを印刷用にデータアレンジする。アレンジに際し、変更（決定）通知データから納付書データを照会し、突合するためのキー項目となる番号（一連番号）を双方のファイルに記録するものとする。
- ② 各パターンで生活保護分が郵便局番号の昇順で先頭になるように並べ替えし、それ以外についても郵便局順に並べ替え、一連管理番号を付与するものとする。
- ③ 印刷後の封入封緘作業を効率的に行うため、パターン毎にファイルを印刷するものとする。（別紙7「介護保険料額変更（決定）通知書 印刷パターン分け データアレンジ概略図」参照）
- ④ 納付書の所定欄へ納付済通知ID番号「337」をOCR-Bフォント・サイズ：11ポイント・黒色で印字するものとする。
- ⑤ 印字が可能な印字プログラムを作成する。

(4) 印字テスト

- ① 受注者は、変更（決定）通知及び納付書の印字テストを実施し、初回本番作業前までに発注者の承認を得るものとする。
- ② 受注者は、納付書に印字したコンビニコード及びOCR読取項目の読み取りテストに合格するまで印字テストを繰り返すものとする。なお、仮算定決定通知の業務において調達及び製造した納付書の用紙及び印字プログラムを利用することで、既に読み取りの品質が保証されている場合は、本テストを割愛できるものとする。
- ③ 郵便局カスタマバーコードのテストは受注者が郵便局と調整のうえ実施し、合格結果を発注者へ報告するものとする。なお、仮算定決定通知の業務において既に品質が保証されている場合は、本テストを割愛できるものとする。

(5) 印字及び封入封緘

受注者は、アレンジしたデータを基に印字し、別紙8「介護保険料額変更（決定）通知書 封入封緘仕様 概略図」に従い以下の作業を行うものとする。

- ① 連続用紙の切り離し、スプロケットホール部分の裁断
- ② 変更（決定）通知の紙折り（巻三つ折り）
- ③ 変更（決定）通知及び納付書の名寄せ、パターン毎で同封物（チラシA、B）の組み合わせ
- ④ 封筒へ封入封緘（ただし、生活保護分は封緘なし）
- ⑤ 誤封入防止のため、封入封緘作業は以下の検査方法を機械処理にて実施。
 1. 封入時の連番検査
 2. 封入時の同一封筒毎の枚数検査
 3. 封入後の封筒の厚み検査
 4. 封入後の宛名窓枠からの連番検査
- ⑥ 帳票名寄せ・マッチング封入封緘完了の機械式ログを1通ずつ残すものとする。

- (6) 一連管理番号を付与したCSV形式のファイルを作成するものとする。
- (7) パターン毎、郵便局毎で箱詰めを実施するものとする。
- (8) 東三河広域連合の指定する場所へ納品する。

4. 印字に関する情報

(1) 印字件数

- ① 変更通知 15,000件（月1,000～2,000件程度）
- ② 決定通知 9,000件（4月800件、5～7月100件、8月以降700～900件程度）
- ③ 納付書 18,000件（4月1,000件、5～6月50件、7月以降月1,000～3,000件程度）

※被保険者の異動状況により同封枚数が異なる。

(2) 形式

CSV形式

(3) 文字コード

Unicode ※エンコード：UTF-8

(4) フォント

FUJ明朝（ユーザ定義文字（外字フォント）は発注者より提供）

※ 該当フォントの印刷に係る環境は、受注者の負担にて準備するものとする。

(5) ファイルレイアウト及び帳票出力仕様（詳細は別途協議）

- ① 変更通知 別添11のとおり
- ② 決定通知 別添5のとおり
- ③ 納付書 別添6のとおり

(6) 印刷順

印刷パターン毎に生活保護区分が設定されている者を郵便局番号の昇順で先頭に出力し、それ以外の者についても郵便局順に出力するものとする。

(7) チラシA・B

発注者が毎月作成したデータを使用し、月毎の必要数を受注者の準備した色紙へ種類毎に印刷するものとする。

5. 封入等に関する仕様

(1) 印刷パターン及び封入点数

- ① 年齢到達・転入を理由とする新規賦課 9,000件
 : 決定通知1枚、納付書X枚、
 チラシA（水色）1枚、チラシB
- ② 所得変更等により金額が変更となるもの 4,000件
 : 変更通知1枚、納付書X枚、
 チラシA（レモン色）1枚
- ③ 死亡、転出により資格喪失をした者 11,000件
 : 変更通知1枚、納付書0枚若しくは1枚、
 チラシA（ラベンダー色）1枚

変更（決定）通知及び納付書については、同一の被保険者に対して名寄せ照合を行

うものとする。

印刷パターンのデータ仕様に関しては、介護保険システム開発元の富士通Japan株式会社と確認・調整を行うものとし、仕様調整結果の承認は発注者にて行うものとする。

なお、①②の納付書の枚数Xについては下記のとおりである。

4月：0枚若しくは1枚

5月：0枚若しくは1枚

6月：0枚若しくは1枚

7月：0枚、1枚、3枚若しくは4枚

8月：0枚、1枚、3枚若しくは4枚

9月：0枚、1枚、2枚若しくは3枚

10月：0枚、1枚若しくは3枚

11月：0枚、1枚若しくは2枚

12月：0枚、1枚若しくは2枚

1月：0枚若しくは1枚

2月：0枚若しくは1枚

3月：0枚若しくは1枚

(2) 紙折り

封入封緘する際に、受注者は以下のとおり紙折りをするものとする。

① 変更（決定）通知 … 巻三つ折り

② チラシA、B … 巻三つ折り

(3) 区内特別・料金後納について

別紙3「介護保険料仮算定額通知書等・介護保険料額変更（決定）通知書・督促状郵便局毎の振り分け」に記載のある対象郵便番号に該当する場合は、区内特別の封筒に入れ、それ以外は料金後納の封筒に入れるものとする。

6. 納品等に関する仕様

受注者は、以下の仕様のとおりに納品等するものとする。

納品物と件数の一覧を受注者が東三河広域連合へ持参し、納品時に発注者及び受注者が納品件数の確認を行う。納品物の運搬方法については、盗難防止、電磁ロック、警報又は緊急連絡用装置等の必要なセキュリティ対策を講じるものとする。

(1) パターン毎及び郵便局毎の詰め方

① 直接郵便局へ持ち込みが出来るように、パターン毎及び郵便局毎にダンボール（郵便局専用プラスチックケース可）へ詰めるものとする。なお、数量が少ない場合は紙袋等も可とする。また、郵便番号の昇順で詰めるものとする。

② 箱の側面にはパターン名、郵便局名、詰めた変更（決定）通知の一連管理番号（開始及び終了）及び件数を明記するものとする。

(2) 納品期限

受注者は、各月の12日までに納品するものとする。ただし、土休日等の関係で日程調整が必要な場合は、受注者と発注者で別途協議のうえ決定するものとする。

7. 納品物品

(1) 納品物

- ① 一連管理番号を付与したCSV形式のデータ
- ② 上記仕様により封入封緘された封筒

(2) 納品場所

東三河広域連合介護保険課

8. 業務日程

- (1) 契約締結後 印字テストデータ引渡し

- (2) 契約締結後～令和9年2月上旬まで

変更（決定）通知、納付書の印字テスト結果納品

※ コンビニバーコード及び郵便局カスタマバーコードのテスト結果含む

- (3) 同年4月上旬 本番データ初回引渡し

- (4) 同年4月上旬 初回納品

※詳細な日程は、受注者と発注者で別途協議のうえ決定するものとする。

E 介護保険料督促状

1. 業務の概要

介護保険業務において使用する介護保険料督促状（以下、「督促状」と言う。）及び納付書について、必要な資材を準備し、印字テストを実施し、印刷データから用紙へ印字を行い、指定した方法で調製し、郵送用封筒へ封入封緘を行う。

2. 業務期間

契約締結の日から令和10年3月31日

3. 業務内容

受注者は、以下の作業を実施するものとする。

(1) 帳票等資材の準備

受注者にて準備する資材は以下のとおりとする。

なお、以下の数量は印字封入封緘テスト分を含むものとする。

以下のNo.1～No.3の資材については事前に原稿校正を行い、初回本番作業前までに発注者の承認を得るものとする。

No.	資材名	数量	仕様
1	督促状	21,000枚	別添12のとおり
2	納付書	21,000枚	別添2のとおり
3	窓空き封筒（長3特注）	21,000枚	別添4のとおり
4	印字用フォント	-	F U J 明朝体

(2) 印刷用データ及び外字フォントの受領

受注者は、以下の印刷用データ及び外字フォントを発注者より受領するものとする。

なお、データの引渡場所、引渡方法及び引渡日程は、発注者と受注者で別途協議のうえ定めるものとする。

No.	データ名	形式	印字資材
1	督促状データ	C S V	連続用紙
2	納付書データ	同上	同上
3	外字フォント	-	

※ 納付書データは納付書1枚（各期）につき1レコードで編成

(3) 印刷データアレンジ、印字プログラムの作成

- ① 督促状データ及び納付書データを印刷用にデータアレンジする。アレンジに際し、督促状データから納付書データを照会し、突合するためのキー項目となる番号（一連番号）を双方のファイルに記録するものとする。
- ② 郵便番号の昇順に並び替え、一連管理番号を付与するものとする。
- ③ 納付書の所定欄へ納付済通知ID番号「337」をOCR-Bフォント・サイズ：11ポイント・黒色で印字するものとする。
- ④ 印字が可能な印字プログラムを作成する。

(4) 印字テスト

- ① 受注者は、督促状及び納付書の印字テストを実施し、初回本番作業前までに発注者の承認を得るものとする。
- ② 受注者は、納付書に印字したコンビニバーコード及びOCR読取項目の読み取りテストに合格するまで印字テストを繰り返すものとする。なお、仮算定決定通知の業務において既に品質が保証されている場合は、本テストを割愛できるものとする。
- ③ 郵便局カスタマバーコードのテストは受注者が郵便局と調整のうえ実施し、合格結果を発注者へ報告するものとする。なお、仮算定決定通知の業務において既に品質が保証されている場合は、本テストを割愛できるものとする。
- (5) 印字及び封入封緘
受注者は、アレンジしたデータを基に印字し、以下の作業を行うものとする。
 - ① 連続用紙の切り離し、スプロケットホール部分の裁断
 - ② 督促状の紙折り（巻三つ折り）
 - ③ 督促状及び納付書の名寄せ、封筒へ封入封緘
 - ④ 誤封入防止のため、封入封緘作業は以下の検査方法を機械処理にて実施。
 1. 封入時の連番検査
 2. 封入時の同一封筒毎の枚数検査
 3. 封入後の封筒の厚み検査
 4. 封入後の宛名窓枠からの連番検査
 - ⑤ 帳票名寄せ・マッチング封入封緘完了の機械式ログを1通ずつ残すものとする。
- (6) 一連管理番号を付与したCSV形式のファイルを作成するものとする。
- (7) 郵便局毎で箱詰めを実施するものとする。
- (8) 東三河広域連合の指定する場所へ納品する。

4. 印字に関する情報

- (1) 印字件数
 - ① 督促状 21,000件
(偶数月：約100件、奇数月：約3,000件程度)
 - ② 納付書 21,000件
- (2) 形式 CSV形式
- (3) 文字コード Unicode ※エンコード：UTF-8
- (4) フォント FUJ明朝体（ユーザ定義文字（外字フォント）は発注者より提供）
※ 該当フォントの印刷に係る環境は、受注者の負担にて準備するものとする。
- (5) ファイルレイアウト及び帳票出力仕様（詳細は別途協議）
 - ① 督促状 別添13のとおり
 - ② 納付書 別添6のとおり
- (6) 印刷順 郵便番号の昇順に出力するものとする。

5. 封入に関する仕様

- (1) 印刷パターン及び封入点数
督促状1枚、納付書1枚 21,000件

(2) 紙折り

封入封緘する際に、受注者は以下のとおり紙折りをするものとする。

- ① 督促状 … 巻三つ折り

(3) 区内特別・料金後納について

別紙3「介護保険料仮算定額決定通知書等・介護保険料額変更（決定）通知書・督促状 郵便局毎の振り分け」に記載のある対象郵便番号に該当する場合は、区内特別の封筒に入れ、それ以外は料金後納の封筒に入れるものとする。

6. 納品等に関する仕様

受注者は、以下の仕様のとおりに納品等するものとする。

納品物と件数の一覧を受注者が東三河広域連合へ持参し、納品時に発注者及び受注者が納品件数の確認を行う。納品物の運搬方法については、盗難防止、電磁ロック、警報又は緊急連絡用装置等の必要なセキュリティ対策を講じるものとする。

(1) パターン毎及び郵便局毎の詰め方

- ① 直接郵便局へ持ち込みが出来るように、郵便局毎にダンボール（郵便局専用プラスチックケース可）へ詰めるものとする。なお、数量が少ない場合は紙袋等も可とする。また、郵便番号の昇順で詰めるものとする。
- ② 箱の側面には、郵便局名、詰めた督促状の一連管理番号（開始及び終了）及び件数を明記するものとする。

(2) 納品期限

受注者は、各月の17日までに納品するものとする（ただし、1月は15日）。ただし、土休日等の関係で日程調整が必要な場合は、受注者と発注者で別途協議のうえ決定するものとする。

7. 納品物品

(1) 納品物

- ① 一連管理番号を付与したCSV形式のデータ
- ② 上記仕様により封入封緘された封筒

(2) 納品場所 東三河広域連合介護保険課

8. 業務日程

(1) 契約締結後 印字テストデータ引渡し

(2) 契約締結後～令和9年2月上旬まで

督促状、納付書の印字テスト結果納品

※ コンビニバーコード及び郵便局カスタマバーコードのテスト結果含む

(3) 同年4月上旬 本番データ初回引渡し

(4) 同年4月上旬 初回納品

※詳細な日程は、受注者と発注者で別途協議のうえ決定するものとする。

F その他

1. 検収等

封入封緘した納品物品等は本連合の検収を受けるものとする。必要に応じて事前にテストを行い成果物の確認による本連合の承認を得た上で本番作業に移ることとする。なお、テストの費用については受注者の負担とする。

2. 委託料の算出・支払

受注者は、落札額に関して想定件数に基づく帳票等資材及び印刷封入封緘に係る単価表（税抜）を契約時に提出するものとする。帳票等資材に係る費用は初回月に請求（やむを得ない場合を除く。）するものとし、印刷封入封緘に係る費用は単価表の単価にその月の処理件数（印字テストを除く。）を乗じた実績額を処理月ごとに支払うものとする。請求時には請求書に単価に基づく実績額を記載し、支払額に1円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。

3. 個人情報保護

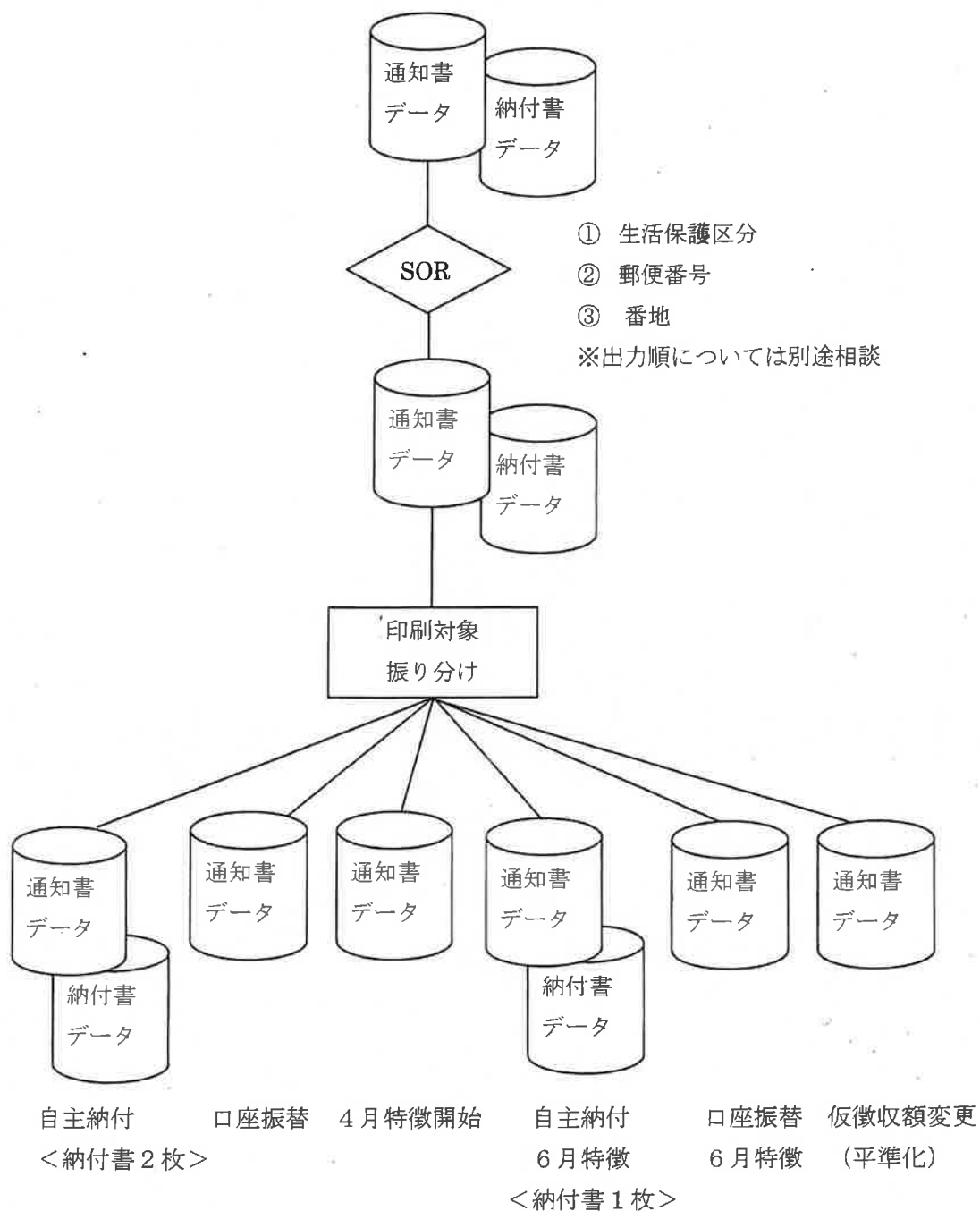
受注者は、この契約の業務を処理するための個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとし、契約時にセキュリティ管理システムの管理に係る認定（プライバシーマークの許諾番号又はISMSの認証登録番号）の写しを提出するものとする。

受注者は、個人情報の運搬に際し、盗難防止、電磁ロック、警報又は緊急連絡用装置等の必要なセキュリティ対策を講じるものとする。

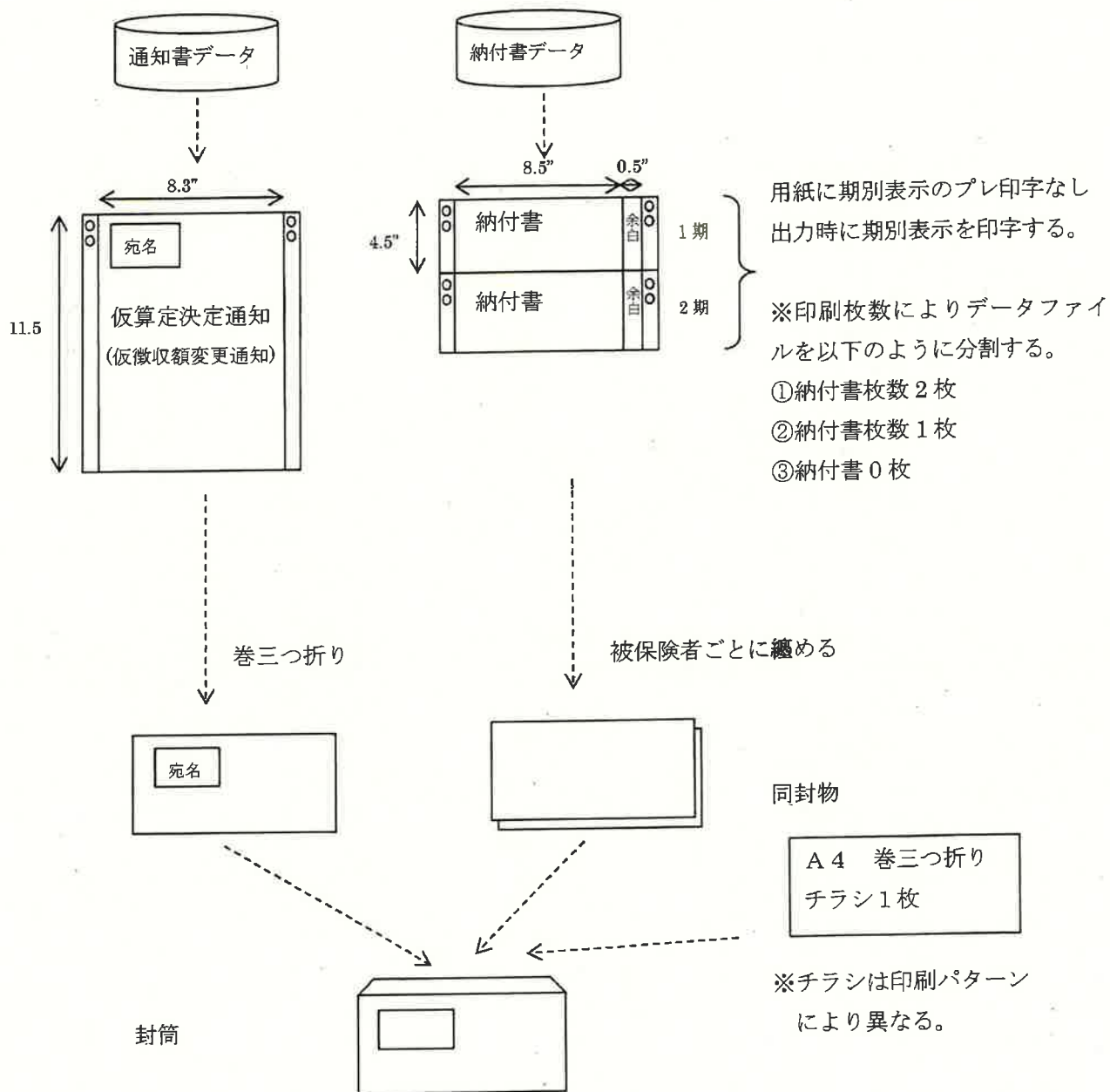
4. その他

- (1) 印字件数は予定数量の見込の数量につき、委託数量を確約するものではありません。
- (2) 誤封入を防止するため、複数の方法によりチェックするものとし、チェック方法については発注者と事前に協議するものとする。
- (3) 本契約終了時に帳票等資材に残数がある場合は、発注者へ譲渡するものとする。
- (4) この仕様に定めのない事項については、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。また、必要な場合には変更契約にも応じること。

別紙1 介護保険料仮算定額決定通知書等 印刷パターン分け データアレンジ概略図



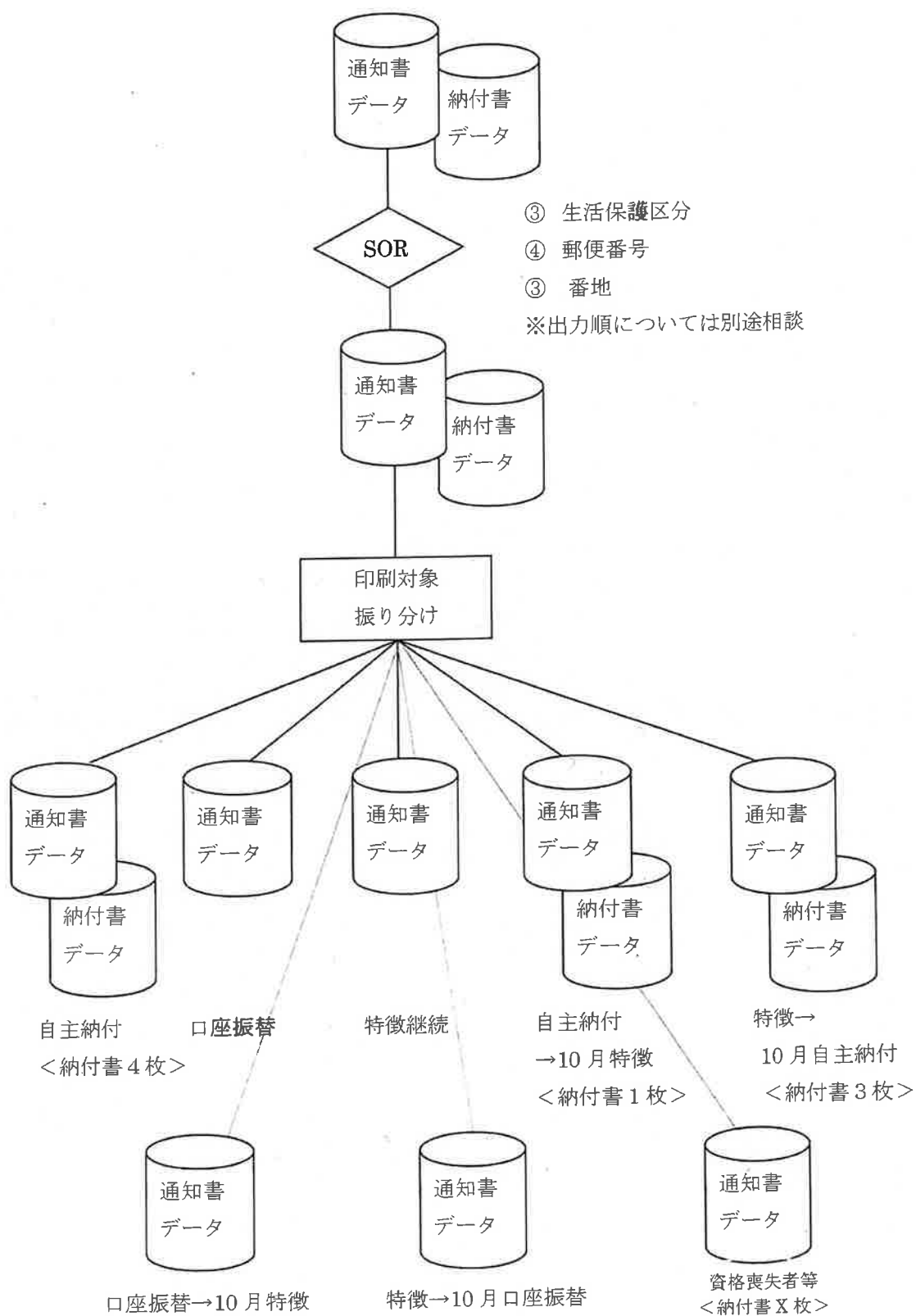
別紙2 介護保険料仮算定額決定通知書等 封入封緘仕様 概略図



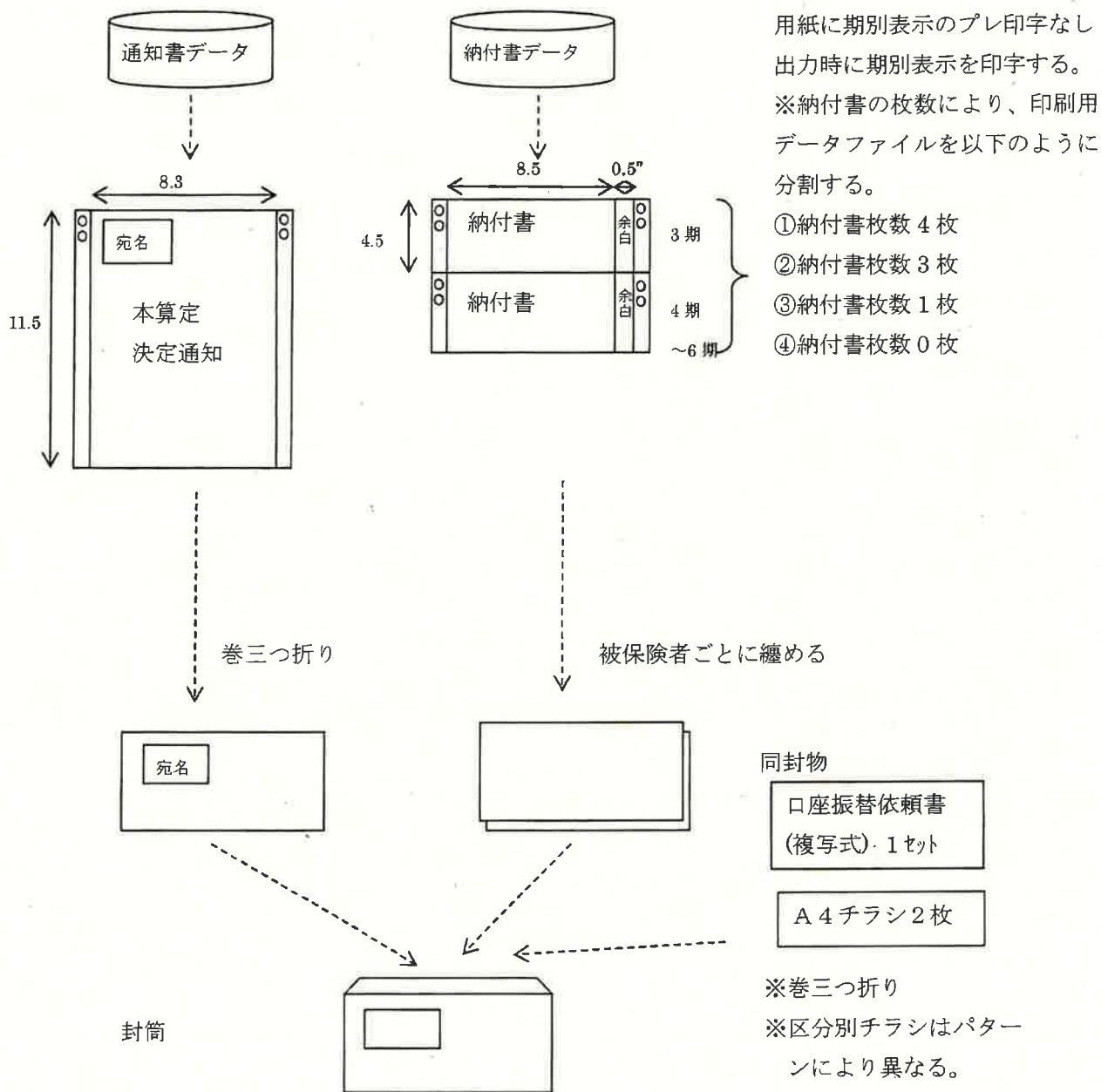
別紙3 介護保険料仮算定額決定通知書等・介護保険料額変更（決定）通知書・督促状
郵便局毎の振り分け

郵便局名称	対象郵便番号
豊橋郵便局	440-
豊橋南郵便局	441-31 441-32 441-33 441-80 441-81

別紙4 介護保険料額決定通知書（本算定）印刷パターン分け データアレンジ概略図



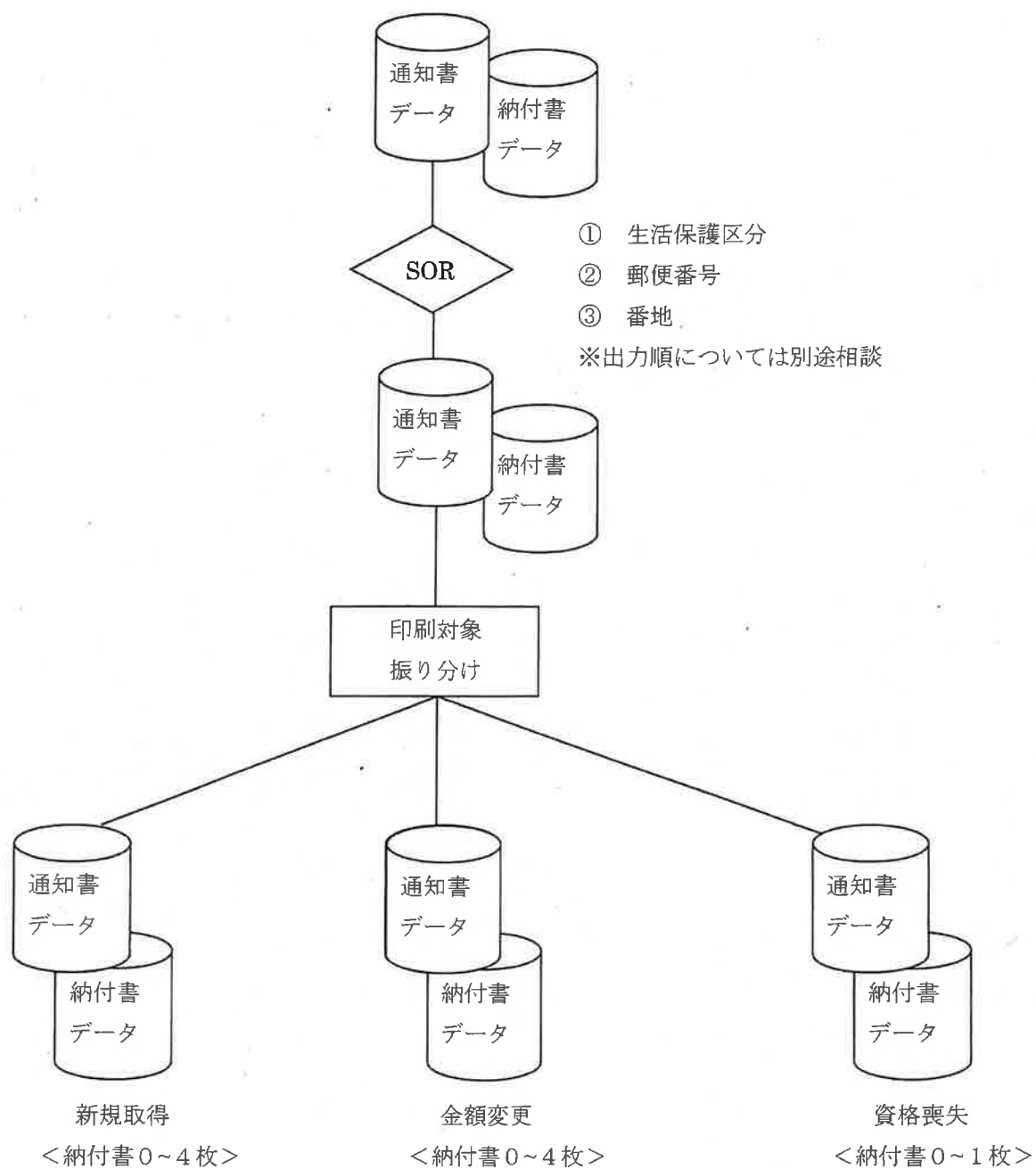
別紙5 介護保険料額決定通知書（本算定）封入封緘仕様 概略図



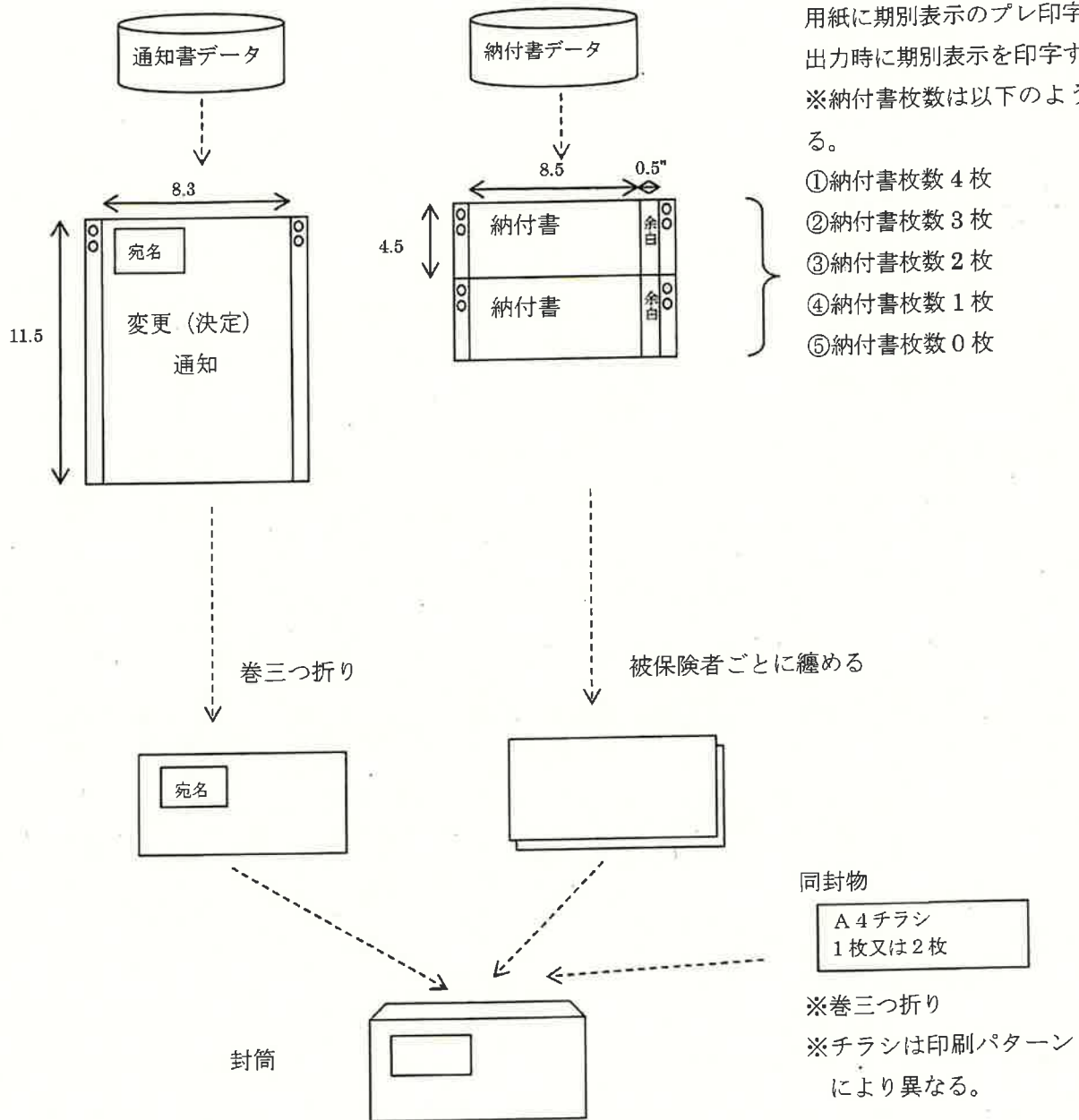
別紙6 介護保険料額決定通知書（本算定）郵便局毎の振り分け

郵便局名称	対象郵便番号
豊橋郵便局	440-
豊橋南郵便局	441-31
	441-32
	441-33
	441-80
	441-81
石巻郵便局	441-11
豊川郵便局	442-
三河一宮郵便局	441-12
御津郵便局	441-03
御油郵便局	441-02
小坂井郵便局	441-01
蒲郡郵便局	443-
新城郵便局	441-13
長篠郵便局	441-16
	441-19
作手郵便局	441-14
	441-15
田原郵便局	441-34
	441-3501～
	441-3505
渥美郵便局	441-36

別紙7 介護保険料額変更（決定）通知書 印刷パターン分け データアレンジ概略図



別紙 8 介護保険料額変更（決定）通知書 封入封緘仕様 概略図



(別添1)

一般印刷物仕様書

品名	介護保険料仮算定額等決定(変更)通知書
数量	A:仮算定額決定通知書 27,000枚 B:仮徴収額変更通知書 43,000枚
サイズ	連票 縦 11.5インチ×横 9.3インチ 両端から0.5インチ(スプロケット)のところに縦ミシン目
使用用紙	上質紙 70kg
使用色数	表面2色(紺、朱) 裏面1色(紺)
その他	1 公印の刷りこみあり 2 表面の枠・文言(別添1-2参照) 3 裏面の文言(別添1-2参照) ※A・B共通 4 色校正、文字校正 各2回以上 5 使用用紙は、古紙パルプ配合率5%以上。ただし基準を満たさない場合は不足する環境価値に対し、環境保全のための対策を講じている製紙メーカーの製品あるいは環境に配慮されたバージンパルプが配合された製品を使用すること。 6 納品時に製紙メーカー名のわかるものを添付、又は納品書に製紙メーカー名を明記すること。 7 1箱1,000枚で納品

表面A：仮算定額決定通知書

被保険者番号			被保険者氏名		
生年月日			性別		
住所					
決定年月日					
決定理由					

年間保険料額		円
--------	--	---

これらの保険料納付方法等		
保険料徴収方法		
特別徴収義務者		
特別徴収対象年金		

月	期別	保険料額		普通徴収の場合の納期限
		特別徴収	普通徴収	
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
計				
合計額				

特別徴収の方の10月(第4期)分以降、
普通徴収の方の8月(第3期)分以降の
保険料額につきましては、前年の所得状
況等確定後にお知らせします。

特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。
なお、2月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、翌年度4・6・8月も2月と同額の保険料を年金から特別徴収します。

保険料算定の基礎						
期間	月数 ①	保険料段階	保険料額 ②	保険料算出額 ③ ②×①/12	減免額 ④	減免後保険料額 ⑤ ③-④
本年度の介護保険料が確定していない為、前年度の算定状況等をもとに 仮算定保険料額を算出しました。						
保険料段階の算出根拠						
本人課税区分	世帯課税区分					

普通徴収（口座振替等）の場合の口座情報		
金融機関		
口座種目	口座番号	
口座名義人		

普通徴収（納付書払い）の場合の納入場所

納付書裏面の「納付できる場所」をご覧ください。

表面B：仮徴収額変更通知書

被保険者番号			被保険者氏名		
生年月日			性別		
住所					

変更年月日					
変更理由					

年間保険料額 円	月	期別	変更前の保険料額		変更後の保険料額		普通徴収の場合の納期限
			特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	
これまでの保険料納付方法等	4月						
	5月						
	6月						
	7月						
	8月						
	9月						
	10月						
	11月						
	12月						
	1月						
	2月						
	3月						
これからの保険料納付方法等	計						
	合計額						
	差引増減額						

特別徴収の方の10月(第4期)分以降、普通徴収の方の8月(第3期)分以降の保険料額につきましては、前年の所得状況等確定後にお知らせします。

特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。
なお、2月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、翌年度4・6・8月も2月と同額の保険料を年金から特別徴収します。

保険料算定の基礎						
期間	月数 ①	保険料段階	保険料額 ②	保険料算出額 ③ (②×①/12)	減免額 ④	減免後保険料額 ⑤-④
(変更前)						
(変更後)						
本年度の介護保険料が確定していない為、前年度の算定状況等をもとに仮算定保険料額を算出しました。 あなたの介護保険料は、仮徴収額(4月、6月及び8月の合計額)と本徴収額(10月、12月及び翌年2月の合計額)との差が大きくなることが見込まれましたので、10月以降の1回あたりの保険料額をできるだけ均等にするために、6月と8月の保険料額を変更しました。						
保険料段階の算出根拠						
本人課税区分						
(変更前)						
(変更後)						

普通徴収(口座振替等)の場合の口座情報	
金融機関	
口座種別	口座番号
口座名義人	

普通徴収(納付者払い)の場合の納入場所

納付券裏面の「納付できる場所」をご覧ください。

裏面

1 賦課の根拠

あなたは、65歳以上で東三河広域連合を保険者とする介護保険第1号被保険者と認められます。したがって、介護保険法第129条、第130条及び東三河広域連合介護保険条例の規定により、あなたに介護保険料が課されることになります。

2 徴収の根拠

介護保険法第131条、第132条、第133条、第135条、第140条及び東三河広域連合介護保険条例の規定により保険料を徴収します。

3 仮算定保険料額の算定方法等

本年度の仮算定期の介護保険料額は、保険料算定に用いる前年中の所得状況等が確定していないため、次のとおり算出しています。

(1) 特別徴収の場合

① 本年度から特別徴収が開始する方

前年度の介護保険料額等に基づき算出しています。

② 仮徴収額が変更となる方

仮算定期の介護保険料額（4月（第1期）から8月（第3期）までの金額）が、本算定期の介護保険料額（10月（第4期）から翌年2月（第6期）の金額）と大きく乖離すると見込まれる方については、介護保険法第140条の規定により、6月（第2期）及び8月（第3期）の金額を変更しています。

(2) 普通徴収の場合

前々年の所得状況等を基にした本年度の所得段階区分から算出した介護保険料額となります。

4 徴収方法等

(1) 特別徴収（年金からの天引き）

老齢基礎年金などの老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする公的年金受給者のうち年額18万円以上の年金額を基準日（当該年度の4月1日）現在で受給している65歳以上の方は、年金から天引きされます。（特別徴収が停止された方を除く。）なお、基準日以降に65歳を迎えられる方及び転入された方で、上記の基準を満たす方については、半年から1年後に、普通徴収（納付書納付又は口座振替）から特別徴収（年金からの天引き）へ変わります。

(2) 普通徴収（納付書納付又は口座振替）

① 資格取得

- ア 新たに65歳になられた方
- イ 東三河広域連合構成市町村区域外から転入された方

② 年金の支払金額不足

- ア 年金担保貸付金を返済中の方
- イ 年金が年額18万円未満の方
- ウ 受給する年金が年度途中に変更となった方

③ 一時差し止め

現況届の出し忘れなどにより年金が未払い状態の方

④ 年度途中の介護保険料の増額・減額

所得状況等の変更により介護保険料額が変更となった場合は、原則、翌年8月まで普通徴収となります。

5 減免・徴収猶予

災害その他特別な事情がある場合には、介護保険料額の減免又は徴収猶予を受けることができます。

6 審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知による処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県介護保険審査会（〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話052-954-6288）に對し審査請求をすることができます。
- (2) この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、東三河広域連合を被告として（訴訟において東三河広域連合を代表する者は東三河広域連合長となります。）提起することができます。
- (3) この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても東三河広域連合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

7 延滞金

納期限までに介護保険料が完納されないときは、その翌日から保険料完納の日までの期間の日数に応じ介護保険料額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「延滞金特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

8 滞納処分

納期限までに介護保険料を完納しない場合は、納期限の翌日から起算して20日以内に督促状が発付され、発付した日から起算して10日を経過した日までに完納しなければ、滞納処分を受ける場合があります。

なお、世帯主及び配偶者の一方は、介護保険料の連帯納付義務を負います。

一般印刷物仕様書

品名	介護保険料納付書
数量	A 介護保険料額決定通知書(仮算定)用 28,000枚 C 介護保険料額決定通知書(本算定)用 56,000枚 D 介護保険料額変更(決定)通知書用 18,000枚 E 介護保険料督促状用 21,000枚 計 123,000枚
サイズ	連票 縦 4.5インチ×横 10.0インチ 両端から0.5インチ(スプロケット)のところに縦ミシン目 左端から5.4インチ、7.6インチのところに縦ミシン目、左端0.5インチ及び右端1インチのところに縦ミシン目
使用用紙	OCR 72kg
使用色数	表面2色(ぼたん色・黒) 裏面1色(青)
その他	1 表面の枠・文言(別添2-2参照) 2 裏面の枠・文言(別紙2-2参照)【ミシン目をまたがないこと】 3 OCR Bフォントあり。 4 色校正、文字校正 各2回以上 5 ぼたん色についてはドロップアウトカラーとすること。 PCS値0.1以下とすること。 6 OCR読取テスト(位置合わせ)及びコンビニバーコード読取テスト (1か月程度)を実施するため、依頼枚数とは別に表面のテスト用紙 500枚を印刷前に納品すること。具体的な日程については別途協議 すること。また、読取テストの実施において不具合があった場合の 校正について、受注者の責任において合格するまで行うこと。 7 使用用紙は、古紙パルプ配合率5%以上。ただし基準を満たせ ない場合は不足する環境価値に対し、環境保全のための対策を 講じている製紙メーカーの製品あるいは環境に配慮されたバー ジンパルプが配合された製品を使用すること。 8 納品時に製紙メーカー名のわかるものを添付、又は納品書に製 紙メーカー名を明記すること。 9 用紙箱について、かぶせる形状のものとし、底は平たんで用紙を 歪ませないようなものとすること。 10 1箱1,000枚で納品

[illegible][illegible]

この面には何も記入しないでください

一般印刷物仕様書

品名	介護保険料仮算定周知チラシ
数量	70,000枚
サイズ	A4
ページ数	2ページ(A4、両面印刷)
使用用紙	色上質紙 中厚口 ・古紙パルプ配合率1%以上。ただし、基準を満たせない場合は不足する環境価値に対し、環境保全のための対策を講じている製紙メーカーの製品あるいは環境に配慮されたバージンパルプが配合された製品を使用すること。
使用色数	両面1色(黒)
製本加工	なし
その他	・チラシ6種類の数量等(パターン毎の色上質紙の色はカッコ内に示すとおり) パターン A:自主納付 13,000枚(水色) D:6月開始(納) 2,000枚(橙色) B:口座振替 5,000枚(桃色) E:6月開始(口) 1,000枚(黄緑色) C:特徴開始 6,000枚(黄色) F:仮徴収額変更 43,000枚(紫色) ※表面はパターン毎に異なるが、裏面はA、B、C、D及びEは共通文言、Fのみ異なる文言となる(別添3-2参照)。 ・デザイン、レイアウト 業者にて作成 ・イラスト、カット 業者にて作成 ・文字原稿 紙にて提供 ・原稿校正 3回以上 ・納品物としてPDFデータを提供すること。 ・著作権は東三河広域連合が有する。

表面：パターンA

令和8年4月

令和8年度 介護保険料仮徴収額のお知らせ

令和8年度の介護保険料は、ご本人様の令和7年中の所得状況等をもとに、8月に年額を決定します。

年額が決定するまでの第1期(4月)・第2期(6月)は、令和6年中の所得状況等をもとに、仮の金額で保険料を納付していただくことになります。今回は、その仮の保険料額をお知らせいたします。

8月に年額が決定しましたら、決定した年額から仮の保険料額(第1期・第2期の合計)を差し引いた額を、第3期～第6期で納付していただきます。決定した年額は、8月に改めてお知らせします。

令和8年3月に資格取得された方(65歳になられた方や転入された方)については、今回の通知とは別に4月中旬に令和7年度(令和8年3月)分の保険料をお知らせしますので、納付していただきますようお願いいたします。

あなたの介護保険料は

普通徴収(納付書で納付)です

納期限までに金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリで納付してください。

※納付場所については、納付書裏面の「納付できる場所」をご覧ください。

◆特別徴収(年金天引き)の開始について

4月1日時点で、年金が年額18万円(月額1万5千円)以上支払われる見込みの方は、8月もしくは、10月から、納付方法が特別徴収(年金天引き)に切り替わる予定です。特別徴収開始の際は、事前にお知らせします。

◆便利な口座振替をご利用ください

口座振替をご希望の方は、指定の金融機関またはゆうちょ銀行に備え付けの口座振替依頼書にご記入のうえ、金融機関またはゆうちょ銀行へ直接お申し込みください。口座振替の開始時期については、原則、金融機関等受付日の属する月の翌月以降の偶数月末日からとなります。

・例：4月または5月中のお申込み → 第2期(6月)から口座振替開始

今後とも介護保険制度の円滑な運営に努めてまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

お問合せ先

東三河広域連合介護保険課保険料グループ TEL:0532-26-8466・8467(受付時間8:30~17:15)

または市町村の介護保険窓口へ

・豊橋窓口 豊橋市役所長寿介護課内 ☎0532-51-3130	・田原窓口 田原市役所高齢福祉課内 ☎0531-23-3217
・豊川窓口 豊川市役所介護高齢課内 ☎0533-89-2173	・設楽窓口 設楽町役場町民課内 ☎0536-62-0519
・蒲郡窓口 蒲郡市役所長寿課内 ☎0533-66-1176	・東栄窓口 東栄保健福祉センター福祉課内 ☎0536-76-1815
・新城窓口 新城市役所高齢者支援課内 ☎0536-23-7688	・豊根窓口 豊根村役場住民課内 ☎0536-85-1313

※市町村窓口の受付時間については各市町村ホームページ等でご確認下さい。

表面：パターンB

令和8年4月

令和8年度 介護保険料仮徴収額のお知らせ

令和8年度の介護保険料は、ご本人様の令和7年中の所得状況等をもとに、8月に年額を決定します。

年額が決定するまでの第1期(4月)・第2期(6月)は、令和6年中の所得状況等をもとに、仮の金額で保険料を納付していただくことになります。今回は、その仮の保険料額をお知らせいたします。

8月に年額が決定しましたら、決定した年額から仮の保険料額(第1期・第2期の合計)を差し引いた額を、第3期～第6期で納付していただきます。決定した年額は、8月に改めてお知らせします。

令和8年3月に資格取得された方(65歳になられた方や転入された方)については、今回の通知とは別に4月中旬に令和7年度(令和8年3月)分の保険料をお知らせしますので、納付していただきますようお願いいたします。

あなたの介護保険料は

普通徴収(口座振替)です

納期限の日に口座から保険料が引き落とされます。
口座の残高不足にご注意ください。

◆特別徴収(年金天引き)の開始について

4月1日時点で、年金が年額18万円(月額1万5千円)以上支払われる見込みの方は、8月もしくは、10月から、納付方法が特別徴収(年金天引き)に切り替わる予定です。特別徴収開始の際は、事前にお知らせします。

今後とも介護保険制度の円滑な運営に努めてまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

お問合せ先

東三河広域連合介護保険課保険料グループ TEL:0532-26-8466・8467(受付時間8:30~17:15)
または市町村の介護保険窓口へ

・豊橋窓口 豊橋市役所長寿介護課内 ☎0532-51-3130	・田原窓口 田原市役所高齢福祉課内 ☎0531-23-3217
・豊川窓口 豊川市役所介護高齢課内 ☎0533-89-2173	・設楽窓口 設楽町役場町民課内 ☎0536-62-0519
・蒲郡窓口 蒲郡市役所長寿課内 ☎0533-66-1176	・東栄窓口 東栄保健福祉センター福祉課内 ☎0536-76-1815
・新城窓口 新城市役所高齢者支援課内 ☎0536-23-7688	・豊根窓口 豊根村役場住民課内 ☎0536-85-1313

※市町村窓口の受付時間については各市町村ホームページ等でご確認下さい。

表面：パターンC

令和8年4月

令和8年度 介護保険料仮徴収額のお知らせ

令和8年度の介護保険料は、ご本人様の令和7年中の所得状況等をもとに、8月に年額を決定します。

年額が決定するまでの第1期(4月)～第3期(8月)は、令和7年度の所得段階及び年額をもとに、仮の金額で保険料を納付していただくことになります。今回は、その仮の保険料額をお知らせいたします。

8月に年額が決定しましたら、決定した年額から仮の保険料額(第1期～第3期の合計)を差し引いた額を、第4期～第6期で納付していただきます。決定した年額は、8月に改めてお知らせします。

----- あなたの介護保険料は -----

特別徴収(年金天引き)です

令和8年度から、年金天引き開始となります。

ただし、年度途中で保険料額が変更になったり、受給年金に異動があったときなどは、原則、特別徴収(年金天引き)が一度停止され、普通徴収(納付書納付または口座振替)に変更されます。

今回特別徴収(年金天引き)の対象となった方

年金が年額18万円(月額1万5千円)以上支払われる見込みの方で、下記の①～③のいずれかに該当した方です。

- ① 既に年金の支払いを受けており、令和7年4月2日から令和7年10月1日までに65歳に到達した方
- ② 65歳到達後、新たな年金の裁定が、令和7年3月1日から令和7年10月1日までに行われた方
- ③ 令和7年4月2日から令和7年10月1日までに、東三河広域連合域内市町村へ住所を移された特別徴収対象者

今後とも介護保険制度の円滑な運営に努めてまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

お問合せ先

東三河広域連合介護保険課保険料グループ TEL:0532-26-8466・8467(受付時間8:30～17:15)
または市町村の介護保険窓口へ

・豊橋窓口	・田原窓口
豊橋市役所長寿介護課内 ☎0532-51-3130	田原市役所高齢福祉課内 ☎0531-23-3217
・豊川窓口	・設楽窓口
豊川市役所介護高齢課内 ☎0533-89-2173	設楽町役場町民課内 ☎0536-62-0519
・蒲郡窓口	・東栄窓口
蒲郡市役所長寿課内 ☎0533-66-1176	東栄保健福祉センター福祉課内 ☎0536-76-1815
・新城窓口	・豊根窓口
新城市役所高齢者支援課内 ☎0536-23-7688	豊根村役場住民課内 ☎0536-85-1313

※市町村窓口の受付時間については各市町村ホームページ等でご確認下さい。

表紙: パターンD

令和8年4月

令和8年度 介護保険料仮徴収額のお知らせ

令和8年度の介護保険料は、ご本人様の令和7年中の所得状況等をもとに、8月に年額を決定します。

年額が決定するまでの第1期(4月)～第3期(8月)は、令和6年中の所得状況等をもとに、仮の金額で保険料を納付していただくことになります。今回は、その仮の保険料額をお知らせいたします。

8月に年額が決定しましたら、決定した年額から仮の保険料額(第1期～第3期の合計)を差し引いた額を、第4期～第6期で納付していただきます。決定した年額は、8月に改めてお知らせします。

あなたの介護保険料は

第1期…普通徴収(納付書で納付)

納期限までに金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリで納付してください。

※納付場所については、納付書裏面の「納付できる場所」をご覧ください。

第2・3期…特別徴収(年金天引き)

ただし、年度途中で保険料額が変更になったり、受給年金に異動があったときなどは、原則、特別徴収(年金天引き)が一度停止され、普通徴収(納付書納付または口座振替)に変更されます。

今回特別徴収(年金天引き)の対象となった方

年金が年額18万円(月額1万5千円)以上支払われる見込みの方で、下記の①～③のいずれかに該当した方です。

- ①既に年金の支払いを受けており、令和7年10月2日から令和7年12月1日までに65歳に到達した方
- ②65歳到達後、新たな年金の裁定が、令和7年10月2日から令和7年12月1日までに行われた方
- ③令和7年10月2日から令和7年12月1日までに、東三河広域連合域内市町村へ住所を移された特別徴収対象者

今後とも介護保険制度の円滑な運営に努めてまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

お問合せ先

東三河広域連合介護保険課保険料グループ TEL:0532-26-8466・8467(受付時間8:30～17:15)
または市町村の介護保険窓口へ

豊橋窓口 豊橋市役所長寿介護課内 ☎0532-51-3130	田原窓口 田原市役所高齢福祉課内 ☎0531-23-3217
豊川窓口 豊川市役所介護高齢課内 ☎0533-89-2173	設楽窓口 設楽町役場町民課内 ☎0536-62-0519
浜郡窓口 浜郡市役所長寿課内 ☎0533-66-1176	東栄窓口 東栄保健福祉センター福祉課内 ☎0536-76-1816
新城窓口 新城市役所高齢者支援課内 ☎0536-23-7888	豊根窓口 豊根村役場住民課内 ☎0536-85-1313

市町村窓口の受付時間については各市町村ホームページでご確認ください。

表面：パターンE

令和8年4月

令和8年度 介護保険料仮徴収額のお知らせ

令和8年度の介護保険料は、ご本人様の令和7年中の所得状況等をもとに、8月に年額を決定します。

年額が決定するまでの第1期(4月)～第3期(8月)は、令和6年中の所得状況等をもとに、仮の金額で保険料を納付していただくことになります。今回は、その仮の保険料額をお知らせいたします。

8月に年額が決定しましたら、決定した年額から仮の保険料額(第1期～第3期の合計)を差し引いた額を、第4期～第6期で納付していただきます。決定した年額は、8月に改めてお知らせします。

あなたの介護保険料は

第1期…普通徴収(口座振替)

納期限の日には口座から保険料が引き落とされます。

口座の残高不足にご注意ください。

第2・3期…特別徴収(年金天引き)

ただし、年度途中で保険料額が変更になったり、受給年金に異動があったときなどは、原則、特別徴収(年金天引き)が一度停止され、普通徴収(納付書納付または口座振替)に変更されます。

今回特別徴収(年金天引き)の対象となった方

年金が年額18万円(月額1万5千円)以上支払われる見込みの方で、

下記の①～③のいずれかに該当した方です。

- ① 既に年金の支払いを受けており、令和7年10月2日から令和7年12月1日までに65歳に到達した方
- ② 65歳到達後、新たな年金の裁定が、令和7年10月2日から令和7年12月1日までに行われた方
- ③ 令和7年10月2日から令和7年12月1日までに、東三河広域連合域内市町村へ住所を移された特別徴収対象者

今後とも介護保険制度の円滑な運営に努めてまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

お問合せ先

東三河広域連合介護保険課保険料グループ TEL:0532-26-8466・8467(受付時間8:30～17:15)
または市町村の介護保険窓口へ

・豊橋窓口	・田原窓口
豊橋市役所長寿介護課内 ☎0532-51-3130	田原市役所高齢福祉課内 ☎0531-23-3217
・豊川窓口	・設楽窓口
豊川市役所介護高齢課内 ☎0533-89-2173	設楽町役場町民課内 ☎0536-62-0519
・蒲郡窓口	・東栄窓口
蒲郡市役所長寿課内 ☎0533-66-1176	東栄保健福祉センター福祉課内 ☎0536-76-1815
・新城窓口	・豊根窓口
新城市役所高齢者支援課内 ☎0536-23-7688	豊根村役場住民課内 ☎0536-85-1313

※市町村窓口の受付時間については各市町村ホームページ等でご確認下さい。

表面：パターンF

令和8年4月

令和8年度 介護保険料仮徴収額変更のお知らせ

このたび、特別徴収(年金天引き)の方の納期ごとの保険料額をできるだけ均等にするため、仮徴収額(4月、6月、8月の合計額)と本徴収額(10月、12月、翌年2月の合計額)との差が大きいと想定される方の6月と8月の1回あたりの保険料額を変更しましたのでお知らせします。8月に年額が決定しましたら、決定した年額から仮徴収額を差し引いた額を、10月、12月、翌年2月の3回で納付していただきます。決定した年額は、8月に改めてお知らせします。

あなたの介護保険料

特別徴収(年金天引き)です

ただし、年度途中で保険料額が変更になったり、受給年金に異動があったときなどは、原則、年金天引きが一度停止され、普通徴収(納付書納付または口座振替)に変更されます。

■ 仮徴収額の変更(平準化)について

「仮徴収」の期間(4月、6月、8月)は、前年の所得が確定していないため前年度の2月の徴収額と同額を天引きし、「本徴収」の期間(10月、12月、翌年2月)は、前年の所得に基づき算出した年間の保険料額から仮徴収額を差し引いた金額を3回に分けて天引きします。

所得の変動等により仮徴収額と本徴収額に偏りが生じ、1回当たりの徴収額に大きな差が生じる方がいます。この徴収額の差が年度の保険料額の平均に近づくよう、6月と8月の徴収額を調整することを平準化といい、一定額以上の差が生じる方を対象に平準化を実施しています。

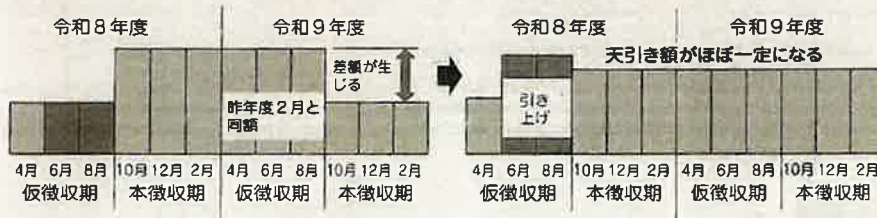
なお、平準化は前年度と同じ保険料段階を前提に実施しています。平準化を行っても年間の保険料額に変更はありません。

〈平準化のイメージ〉

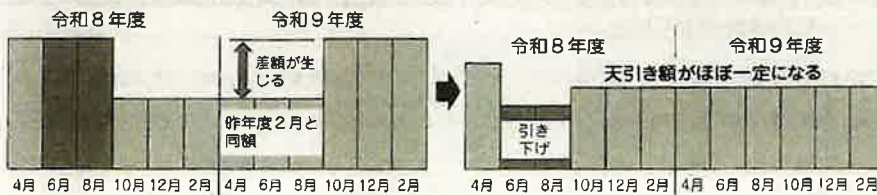
変更例①:6月と8月の徴収額を引き上げて調整する場合

【変更前】平準化しない場合

【変更後】平準化した場合



変更例②:6月と8月の徴収額を引き下げて調整する場合



裏面：パターンA～E

令和8年度の介護保険料について

■第9期（令和6年度から令和8年度）から介護保険料が変わりました

介護保険制度は、制度を安定的に持続し、円滑な運営を行うために3年に1度、保険料等の見直しが行われます。
第9期（令和6年度から令和8年度）の主な変更点は以下の通りです。

- (1) 介護保険料の所得段階が12段階から15段階に変更となりました。
- (2) 介護保険料を決定する際の基準額が変更となりました。
基準額は、**年額59,160円（月額4,930円）**になります。この基準額は、東三河広域連合域内8市町村の高齢化率や介護に使われるお金の見込額等を基に算出されています。
- (3) 所得段階、所得段階を区分する基準所得金額及び保険料率を変更しました。
第1号被保険者の負担能力に応じた保険料設定とするため、次の通り変更を行っています。

●所得段階を区分する基準所得金額
（変更した区分のみ）

区分する段階	変更前	変更後
第9段階と第10段階	(新設)	420万円
第10段階と第11段階	500万円	520万円
第11段階と第12段階	(新設)	620万円
第12段階と第13段階	(新設)	720万円
第13段階と第14段階	750万円	820万円

●保険料率
（変更した段階のみ）

段階	変更前	変更後	段階	変更前	変更後
第1段階	0.3	0.285	第12段階	1.8	1.95
第2段階	0.5	0.485	第13段階	1.8	2.0
第3段階	0.7	0.685	第14段階	2.0	2.2
第10段階	1.7	1.8	第15段階	2.2	2.4
第11段階	1.8	1.9			

■介護保険料の所得段階および保険料率について

介護保険料の所得段階は、前年中の収入や所得等の状況によって決まります。
各段階の保険料率額は、基準額（年額59,160円）に各段階の保険料率をかけた算出されます。
なお、第1段階から第3段階までの保険料は第8期より引き続き公費の投入による軽減を行っています。

所得段階	対象となる方（条件）	保険料率	保険料率額(円)	所得段階	対象となる方（条件）	保険料率	保険料率額(円)
第1段階	生活保護を受けている方 老齢福祉年金を受けている方で、世帯全員が市町村民税非課税の方 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が82.65万円以下の方	0.285 軽減前 (0.455)	16,860 軽減前 (26,917)	第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	88,740
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が82.65万円を超える、120万円以下の方	0.485 軽減前 (0.65)	28,692 軽減前 (38,454)	第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	100,572
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が120万円を超える方	0.685 軽減前 (0.69)	40,524 軽減前 (40,820)	第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.8	106,488
第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯課税）で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が82.65万円以下の方	0.85	50,286	第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	1.9	112,404
第5段階	本人が市町村民税非課税（世帯課税）で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が82.65万円を超える方	1.0	59,160	第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	1.95	115,362
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.2	70,992	第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	2.0	118,320
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	76,908	第14段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	2.2	130,152
				第15段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	2.4	141,984

※「合計所得金額」は、土地・建物等の課税所得に係る特別控除額（租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の額）を控除した額を用います。

① 第1段階から第5段階までの「合計所得金額」は、「公的年金等に係る控除」を控除した金額を用います。また、課税年金の所得金額（所得税法第35条第2項第1号に規定の額、以下同じ）および当該合計所得金額に給与所得（所得税法第28条第1項の規定の額、以下同じ）が含まれている場合には、当該給与所得金額（租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、当該控除を加えた額）から10万円を控除して得た額を用います。

② 第9期（令和3年度から令和5年度）は、第6段階以上の「合計所得金額」に給与所得または課税年金の所得金額が含まれている場合には、当該給与所得または課税年金の所得金額の合計額から10万円を控除する特別措置が適用されていましたが、第9期からは適用されません。

③ 令和8年度に限り、合計所得金額の算定および市町村民税課税・非課税の判定においては、令和7年度税務改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響を適用し、控除額が従前のものとなるよう調整します。

裏面：パターンF

■介護保険料の所得段階および保険料率について

所得段階	対象となる方(条件)	保険料率	保険料年額(円)	所得段階	対象となる方(条件)	保険料率	保険料年額(円)
第1段階	生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金を受けている方で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が82.65万円以下の方	0.285	16,860	第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	88,740
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が82.65万円を超え、120万円以下の方	0.485	28,692	第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	100,572
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が120万円を超える方	0.685	40,524	第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.8	106,488
第4段階	本人が市町村民税非課税(世帯課税)で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が82.65万円以下の方	0.85	50,286	第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	1.9	112,404
第5段階	本人が市町村民税非課税(世帯課税)で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が82.65万円を超える方	1.0	基準額	第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	1.95	115,362
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.2	70,992	第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	2.0	118,320
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	76,908	第14段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	2.2	130,152
				第15段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	2.4	141,984

※「合計所得金額」は、土地・建物等の賃貸所得に係る特別控除額(租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の額)を控除した額を用います。

※第1段階から第5段階までの「合計所得金額」は、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。また、課税年金の所得金額(所得税法第35条第2項第1号に規定の額、以下同じ。)および当該合計所得金額に給与所得(所得税法第28条第1項の規定の額、以下同じ。)が含まれている場合には、当該給与所得金額(租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、当該控除を加えた額)から10万円を控除して得た額を用います。

※第8期(令和3年度から令和5年度まで)は、第6段階以上の「合計所得金額」に給与所得または課税年金の所得金額が含まれている場合には、当該給与所得または課税年金の所得金額の合計額から10万円を控除する特別措置が適用されていましたが、第9期からは適用されません。

※令和8年度に限り、合計所得金額の算定および市町村民税課税・非課税の判定においては、令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響を遡前し、控除額が従前のものとなるよう調整します。

お問合せ先

東三河広域連合介護保険課保険料グループ TEL:0532-26-8466-8467(受付時間8:30~17:15)
または市町村の介護保険窓口へ

・豊橋窓口
豊橋市役所長寿介護課内 ☎0532-51-3130
・豊川窓口
豊川市役所介護高齢課内 ☎0533-89-2173
・蒲郡窓口
蒲郡市役所長寿課内 ☎0533-66-1176
・新城窓口
新城市役所高齢者支援課内 ☎0536-23-7688

・田原窓口
田原市役所高齢福祉課内 ☎0531-23-3217
・設楽窓口
設楽町役場町民課内 ☎0536-62-0519
・東栄窓口
東栄保健福祉センター福祉課内 ☎0536-76-1815
・豊根窓口
豊根村役場住民課内 ☎0536-85-1313

※市町村窓口の受付時間については各市町村ホームページ等でご確認下さい。

一般印刷物仕様書

品名	窓空き封筒(長3特注)	
数量	A 介護保険料額決定通知書(仮算定)用	27,000枚(区内特別12,150枚 料金後納14,850枚)
	B 介護保険料額変更通知書(仮徴収額変更)用	43,000枚(区内特別19,350枚 料金後納23,650枚)
	C 介護保険料額決定通知書(本算定)用	219,000枚(区内特別213,900枚 料金後納5,100枚)
	D 介護保険料額変更(決定)通知書用	24,000枚(区内特別10,800枚 料金後納13,200枚)
	E 督促状用	21,000枚(区内特別9,500枚 料金後納11,500枚)
	計	334,000枚(区内特別265,700枚 料金後納68,300枚)
サイズ	別添4-2のとおり	
使用用紙	カラー封筒(色上質紙 厚口) あさぎ色	
使用色数	1色:紺(文字)	
製本加工	窓あき(窓のサイズ位置はその他参照)、糊付き(アラビア) 材質:エコ窓 又は、環境に配慮したもの	
その他	1 封筒内側に地紋入り(郵便物透過防止) 2 窓のサイズ及び位置(別添4-2のとおり) 3 裏面の文言(別添4-2のとおり) 4 色校正、文字校正 各2回以上 5 使用用紙は、古紙パルプ配合率40%以上。ただし基準を満たせない場合は不足する環境価値に対し、環境保全のための対策を講じている製紙メーカーの製品あるいは環境に配慮されたバージンパルプが配合された製品を使用すること。 6 納品時に製紙メーカー名のわかるものを添付、又は納品書に製紙メーカー名を明記すること。 7 1箱1,000枚で納品	

